

北しりべし廃棄物処理広域連合職員賞慰金支給条例

制 定 平成 14 年 7 月 1 日条例第 25 号
最近改正 平成 23 年 10 月 31 日条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、職員が公務上の災害又は通勤による災害により死亡し、又は障害の状態となった場合に、その遺族又は職員に支給する賞慰金について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する者
- (2) 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員その他非常勤職員等の公務災害補償等に関する条例（平成 1 4 年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第 2 4 号。以下「条例」という。）第 2 条に規定する者

(支給対象)

第 3 条 賞慰金は、職員が法又は条例に基づき公務上の災害又は通勤による災害により死亡し、又は障害の状態となったと認定された場合に、その遺族又は職員に支給する。

(賞慰金の種類)

第 4 条 賞慰金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 死亡賞慰金
 - (2) 障害賞慰金
- (死亡賞慰金)

第 5 条 死亡賞慰金の額は、2, 5 2 0 万円とする。ただし、職員が生命の危険を顧みることなく職務を遂行し、そのため死亡した場合は、4 8 0 万円を加算する。

2 死亡賞慰金の支給を受けることのできる遺族の範囲及び順位については、法第 3 7 条の規定を準用する。

(障害賞慰金)

第 6 条 障害賞慰金は、職員が法第 2 9 条第 2 項に規定する障害等級（以下「単に「障害等級」という。」）の第 1 級から第 8 級までに該当する障害の状態となった場合に、その職員に支給する。

2 障害賞慰金の額は、前項に規定する障害等級に応じ、それぞれ別表に定める額とする。

(支給決定)

第 7 条 賞慰金の支給は、遺族又は職員の申請により広域連合長が決定する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平 16 . 2 . 12 条例 3）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平 23.10.31 条例 1）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

障 害 等 級	金 額
第 1 級	2,060万円
第 2 級	1,550万円
第 3 級	1,360万円
第 4 級	1,210万円
第 5 級	1,030万円
第 6 級	900万円
第 7 級	760万円
第 8 級	640万円